



宮 崎 県 公 報

平成20年12月26日（金曜日）号外 第 74 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

	頁
選挙管理委員会告示	
○政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の 閲覧及び写しの交付に関する規程……………	1

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程をここに公表する。

平成20年12月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程

政治資金規正法第21条第2項の規定による閲覧の請求等に関する規程（昭和57年選挙管理委員会告示第16号）の全部を改正する。

（閲覧の請求手続）

第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定による報告書、書面又は政治資金監査報告書のうち、宮崎県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）において受理したもの（以下「収支報告書等」という。）の閲覧の請求は、閲覧簿（別記様式第1号）に所要の事項を記載してしなければならない。

（閲覧の場所及び時間）

第2条 前条の請求に係る閲覧（以下「閲覧」という。）は、委員会の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

（破損等の禁止）

第3条 閲覧に係る収支報告書等は丁重に扱い、これについて破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

（閲覧の中止等）

第4条 前2条の規定に違反する者に対しては、閲覧を中止させ、又はこれを禁止するものとする。

（写しの交付の請求等）

第5条 法第20条の2第2項の規定により、収支報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、収支報告書等の写しの交付請求書（別記様式第2号。以下「請求書」という。）に所要の事項を記載の上、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 委員会は、法第20条の2第2項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から15日以内に、当該請求に係る収支報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を交付期間延長通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

5 法第20条の2第2項の規定による請求に係る収支報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの収支報告書等については、相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、交付期間特例延長通知書（別記様式第4号）により通知しなければならない。

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

収 支 報 告 書 等 の 写 し の 交 付 請 求 書

宮崎県選挙管理委員会 殿

年 月 日

氏 名 : (法人その他の団体にあつては名称及び代表者)

住所又は居所及び電話番号 : (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)
〒-----
連絡先 : (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

	年	政治団体及び収支報告書等の名称
	請求する収支報告書等に係る収入及び支出があった年並びに政治団体及び収支報告書等の名称	
希望する写しの交付方法 (希望する方法に○)	1 複写機により用紙に複写したものの交付 (用紙 1 枚につき 10 円) 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したものの交付 (CD-R 1 枚につき 100 円に、収支報告書等の写し 1 枚ごとに 10 円を加えた額)	
郵送による交付の希望 (該当する方に○)	有 無	
備 考		

(注) 郵送による交付を希望される場合には、別途送付に要する費用を負担していただきます。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

交 付 期 間 延 長 通 知 書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のあった収支報告書等の写しの交付については、政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（以下「規程」という。）第 5 条第 4 項の規定により、次のとおり交付の期間を延長したので通知します。

1 政治団体及び収支報告書等の名称並びに収支報告書等に係る収入及び支出がなされた年	
2 規程第 5 条第 3 項の規定による交付期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の交付期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 連絡先	宮崎県選挙管理委員会 電話番号 内線
6 備考	

様式第 4 号（第 5 条関係）

交 付 期 間 特 例 延 長 通 知 書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県選挙管理委員会 印

年 月 日付で請求のあった収支報告書等の写しの交付については、政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（以下「規程」という。）第 5 条第 5 項の規定により、次のとおり交付の期間を延長したので通知します。

1 政治団体及び収支報告書等の名称並びに収支報告書等に係る収入及び支出がなされた年	
2 規程第 5 条第 3 項の規定による交付期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 収支報告書等の写しのうち相当の部分につき交付をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 収支報告書等の写しの残りの部分につき交付をする期限	年 月 日
5 規程第 5 条第 5 項の規定を適用する理由	
6 連絡先	宮崎県選挙管理委員会 電話番号 内線
7 備考	